

公立学校情報機器整備事業に係る各種計画

令和6年12月

ニセコ町教育委員会

【ニセコ町教育委員会】
1人1台端末の利活用に係る計画

(1) 1人1台端末をはじめとするICT環境によって実現を目指す学びの姿

学習指導要領及び中央教育審議会答申「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」を実現するため、学習支援ソフトウェアや学習eポータルの学習履歴を活用し、児童生徒の特性や学習到達度に応じた学習機会の提供や、児童生徒自身が最適な学習を調整するための支援を行い、「個別最適な学び」の実現を目指す。また、授業支援ソフトウェアを活用し、他者との協働作業を通じて、必要な資質・能力を育成する「協働的な学び」の実現を目指す。児童生徒の個性を生かしながら社会性を育む教育を充実させ、本町の教育の目指す姿である「主体的に学び生きる力を身につける人」の育成を目指す。

(2) GIGA第1期の総括

令和2年度に第1期公立学校情報機器整備費補助金を活用し、407台(小学校256台、中学校110台)を購入し、令和4年度に5台、令和5年度に37台を整備した。また、ICT支援員を配置し、教職員や児童生徒の学習活動のサポートを行ってきた。ICTの活用について、当初は各学校間で差が生じていたが、ICT活用に係る研修や、各学校においてICT活用指導力を有する教職員が牽引することにより、ICTの積極的な活用が進んだ。しかし、教職員のICT活用指導力における個人差が解消できていないため、引き続き研修の実施や授業実践例の提示により、教職員のICT活用指導力の平準化を図る。

(3) 1人1台端末の利活用方策

(1) 1人1台端末の積極的活用

ICT活用に係る研修を実施し、教職員がICTを活用することによるメリットを享受することができるよう促す。また、教職員へ効果的な活用についての情報共有を図る。

(2) 個別最適・協働的な学びの充実

児童生徒が「自分で調べる場面」「自分の考えをまとめ、発表・表現する場面」「児童生徒同士や教員とやりとりする場面」において、積極的に1人1台端末を活用できるような環境づくりを行う。さらに児童生徒の個性に応じた学びを進めるために、「複線型の学び」や「自由進度学習」について、リーディングDX指定校等の先進的な取組について紹介し、各学校において研究が深まるように努める。

(3) 学びの保障

オンライン授業の実施等1人1台端末を活用することにより、学びの幅を広げ、さまざまな状況の児童生徒に学習機会を確保していく。また、不登校児童生徒や特別な支援を要する児童生徒等に対し、実態に応じて端末を活用した支援を検討する。

【ニセコ町教育委員会】

校務DX計画

1人1台端末導入後、学習支援ソフトウェアや学習eポータル等を活用し、教育のデジタル化を進めってきた。教員間においては、校務支援システムのグループウェアやクラウドサービスを活用し、伝達事項や各種資料及び教材をデジタル化して共有している。今後、校務DXを推進するために「GIGAスクール構想の下での校務の情報化に関する専門家会議」の提言や「GIGAスクール構想の下での校務DX化チェックリスト」による自己点検の結果等を踏まえ、具体的な取組みを次のとおり設定する。

(1) GIGA環境・クラウドツールの積極的な活用

教員と児童生徒の1人1台端末やクラウドツール等のGIGA環境の更なる利用を促進し、1人1台端末を活用した質の高い教育を提供する。また、今後数年間をかけ、次世代の校務支援システムの整備とパブリッククラウドの活用を通じて教職員の負担を軽減し、コミュニケーションを迅速かつ活発にする。

(2)文書及び連絡事項のデジタル化の推進

従来、児童生徒の欠席連絡について電話でのやりとりをしていたが、欠席連絡アプリを導入しデジタル化を図るとともに、学校だより等連絡事項についてもアプリを活用した情報の伝達を行うことにより、教員及び保護者の負担の軽減を図る。

(3)学校のセキュリティ・ポリシーの徹底

安全で安心な学びを提供するため、策定済みの「ニセコ町立学校セキュリティ・ポリシー」に基づき、引き続き、児童生徒の個人情報だけでなく、学校運営に関わる重要な情報資産のセキュリティを確保していく。国の方向性や現状を的確に把握しながら、隨時改正を行っていく。

【ニセコ町】

ネットワーク整備計画

1. 必要なネットワーク速度が確保できている学校数、総学校数に占める割合(%)

- (1) 必要なネットワーク速度が確保できている学校数：3校
- (2) 総学校数に占める割合：100%

【ニセコ町教育委員会】

端末整備・更新計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
①児童生徒数	437	427	428	397	383
②予備機を含む 整備上限台数	502	451	452	0	0
③整備台数 (予備機除く)	40	0	452	0	0
④③のうち 基金事業によるもの	40	0	452	0	0
⑤累積更新率	9.10%	9.10%	100%	100%	100%
⑥予備機整備台数	0	0	64	0	0
⑦⑥のうち 基金事業によるもの	0	0	64	0	0
⑧予備機整備率	0%	0%	100%	100%	100%

※①～⑧は未到来年度等にあっては推定値を記入する

(端末の整備・更新計画の考え方)

令和2年度に小中学校に整備したクロームブック407台を、令和6年度及び令和8年度に公立学校情報機器整備事業補助金を活用し、児童生徒增加分を合わせ492台を更新する (R6:40台、R8:452台)

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

○対象台数: 407台

○処分方法

・利用可能な端末について、データを消去し、学校・教育委員会・役場で再利用する: 200台

・小型家電リサイクル法の認定事業者に再使用・再資源化を委託: 207台

○端末のデータの消去方法

・自治体の職員が行う

○スケジュール(予定)

- ・令和7年2月 令和6年度新規購入端末の使用開始
- ・令和9年3月 令和8年度新規購入端末の使用開始
- ・令和9年7月 使用済端末の事業者への引き渡し